



2024年1月号

「2023年上半期に起きた食品表示違反を振り返って」 — 増加する表示違反の事例からその原因と傾向を学ぶ —

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

さて、新年号は*令和5（2023）年1月～6月までの上半期に起きた食品表示違反（公表等）の調査結果を基に年頭から食品表示違反を考えます。（*以下西暦で表示）

<増える表示違反と追加される食品表示関連法規>

2023年の下半期は様々なケースの食中毒事故が頻発し、中には大きな社会問題として取り上げられた事例もありました。流しそうめん事件、駅弁事件、リンゴ農園事件、小麦カビ毒事件、等々です。食品等事業者にとって、食品加工・調理・製造の現場での、高い食品衛生技術の重要性を改めて考えさせられた事件と言えます。

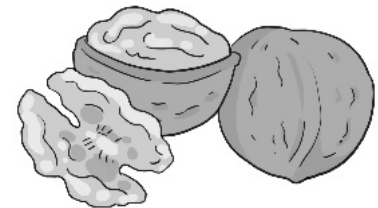
かたや、食品表示法は本施行されて本年で5年目を迎えました。残念ながら食品表示違反の件数は年々増加傾向が続いています。

さらに、それとは別に年々、食品表示を含める食品関連法規が一部改正・追加され、ますます複雑になっています。

(おさらい)

2022年12月21日～2023年6月29日に一部改正された主な法規内容の抜粋

- ・「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」官報に正誤訂正。アフィドピロペンの食品欄（誤：…その他のスパイス及び乳→正：乳）
- ・類又は誘導體として指定されている「3-アセチル-2,5-ジメチルフラン」を18項目の香料の範囲から削除する等の見直し
- ・酒類の保存のために混和することができる物品として、フェロシアン化カリウム、L-酒石酸カルシウム及び炭酸水素カリウムが新たに追加。全酒類に混和できるタンニンは、タンニン（抽出物）であることが明確化
- ・密封包装食品製造業の対象から除外食品として、茶の代用品（乾燥品に限る）、乾燥きのこと類、乾燥雑穀類、乾燥種実類、乾燥豆類、干しいも、乾燥海藻類、液糖、加工ごま類、乾燥くずきり、乾燥スープ類、乾燥スパイス類、乾燥タピオカ、乾燥ハーブ類、塩、調理ルウ類が追加。これらの食品を混合した食品も営業許可の取得は不要とした
- ・農薬（アシノナピル、トリフロキシストロビン、フェナリモル、フェンピラザミン、フルキサメタミド、フロニカミド、ベンチオピラド）等の食品中の残留基準値が設定
- ・「くるみ」が特定原材料（義務表示）に規定。エイコサペンタエン酸（EPA）及びドコサヘキサエン酸（DHA）産生を有した「なたね」を「特定遺伝子組換え」に係る表示義務の対象として追加



©mizuho.デザインオフィス

- ・「エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約」が告示
- ・農薬（トルクロホスメチル、ピリフルキナゾン、ホスチアゼート、メパニピリム）、動物用医薬品（グリカルピラミド、ジアベリジン、スルファチアゾール、チオプロニン）、飼料添加物（エンラマイシン）、等の食品中の残留基準値が設定
- ・『フードチェーン情報公表農産物』の日本農林規格が制定
- ・食品表示基準の一部を改正する内閣府令として新たな遺伝子組換え表示制度が施行
- ・農薬（イソピラザム、ゾキサミド、トリネキサパックエチル、ピラジフルミド、ピリダリル、フルジオキソニル、フルトリアホール）等の食品中の残留基準値が設定
- ・不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正。事業者の自主的な取組の促進、違反行為に対する抑止力の強化、円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等
- ・特別用途食品の表示許可等について、及び特別用途食品に関する質疑応答集について改正
- ・『にんじんジュース及びにんじんミックスジュース』、『果実飲料』、『りんごストレートピュアジュース』の日本農林規格が国際規格化を図るため改正
- ・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布。食品衛生基準行政

の機能強化、水道整備・管理行政の機能強化、厚生労働省設置法等の所掌事務等の見直し等

- ・農薬（アセキノシル、イソフェタミド、ピリプロキシフェン、メトキシフェノジド）と動物用医薬品（モサプリド）等の食品中の残留基準値が設定
- ・「乳児用規格適用食品である旨」の表示方法の改正。食品衛生法に基づき乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品であることを明記することが原則とした

参照:「月刊セルフ・サービス2023年4月号—改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ^{⑩一}」、「Web食の安心・安全2023 年7 月号『改正食品関連法規解説2023』改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ^{⑩二}」、「Web食の安心・安全2023 年8 月号『改正食品関連法規解説2023』改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ^{⑩三}」

＜食品表示法と消費者保護＞

本来、食品に記載されている「食品表示」は消費者の権利のもとに、食品安全の確保と適正な商品選択を保障するものです。食品表示違反が後を絶たない中、食品の安全性確保を最優先することと、消費者の商品選択時に正しい情報を確実にすることにより、不適正な表示から消費者の食生活を守ることを前提としています。そのため、2009年9月に消費者庁が発足され、食品表示を一元的に所掌することとなりました。

これを受けて「食品表示法」として2013年6月28日に制定、2015年4月1日に施行されました。食品表示法施行の大きな目的には、消費者保護の強化があります。したがって、不適正な食品表示による消費者被害を起こさないために、年々、表示違反事業者への厳しい措置がとられることと思われれます。

以上を踏まえ、食品表示違反の事例から食品関連事業者が留意すべき点について、また注意してほしいポイントについて解説します。

＜食品表示違反数を考える＞

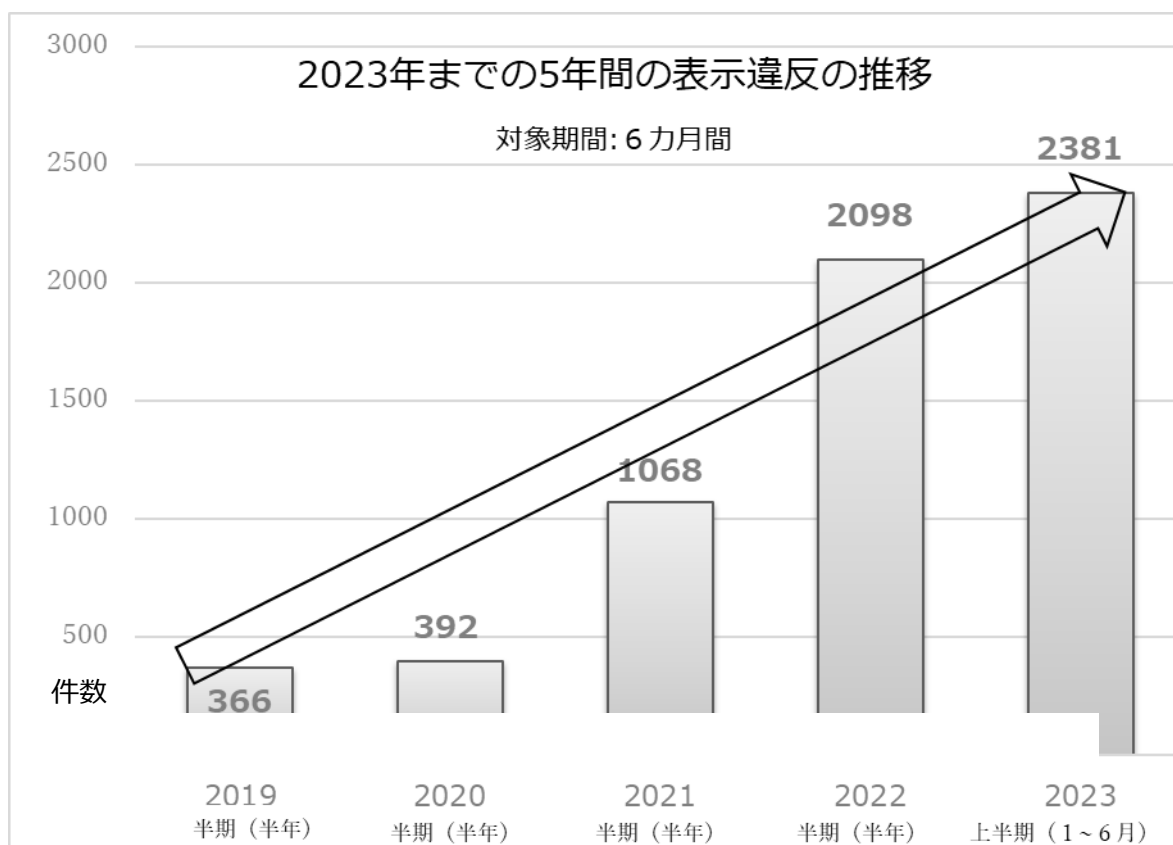
2023年1月～6月までの上半期に起きた表示違反を集計すると、2,381件でした。上半期の違反数で2023年を予想すると4,762件/年。13件/日と予想されます（本稿執筆時は2023年12月のため）。

そこで、2022年1月～12月に起きた表示違反数 4,196/年と単純に半期（半年）と比較すると、2,381:2,098（4196/2）≒113.5%となり、13.5%増となります。つまり、2023年上半期は2022年半期（半年）と比較し、47件/月≒1.6件/日の割合で表示違反が増加していることとなります。また、2021年の半期（半年）と比較すると、2,381:1,068（2,136/2）≒223%となり123%の違反増に。さらに、食品表示法が施行された2015年4月1日から5年目の2019年の半期（半年）と比較した場合、2,381:366（731/2）≒650%となります（参照:グラフ I 「2023年までの5年間の

表示違反の推移」)。

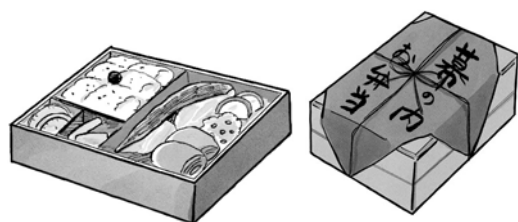
このように、食品表示違反が本施行後、年を追うごとに大幅な増加傾向にある原因のひとつに、食品表示法に対する食品関連事業者の意識が大きく変化してきたことで、自社の品質管理部署や品質保証部署の社内調査が積極的に行われるようになり、それにより表示違反が速やかに確認され、実効性のある食品表示遵守の取り組みが広がっていたものと考えられます。自己申告等による食品の公表回収等が多かった点からもその傾向が伺えます。さらに、届出制度と公益通報者保護法の影響も考えられます。

【参照:グラフ I】



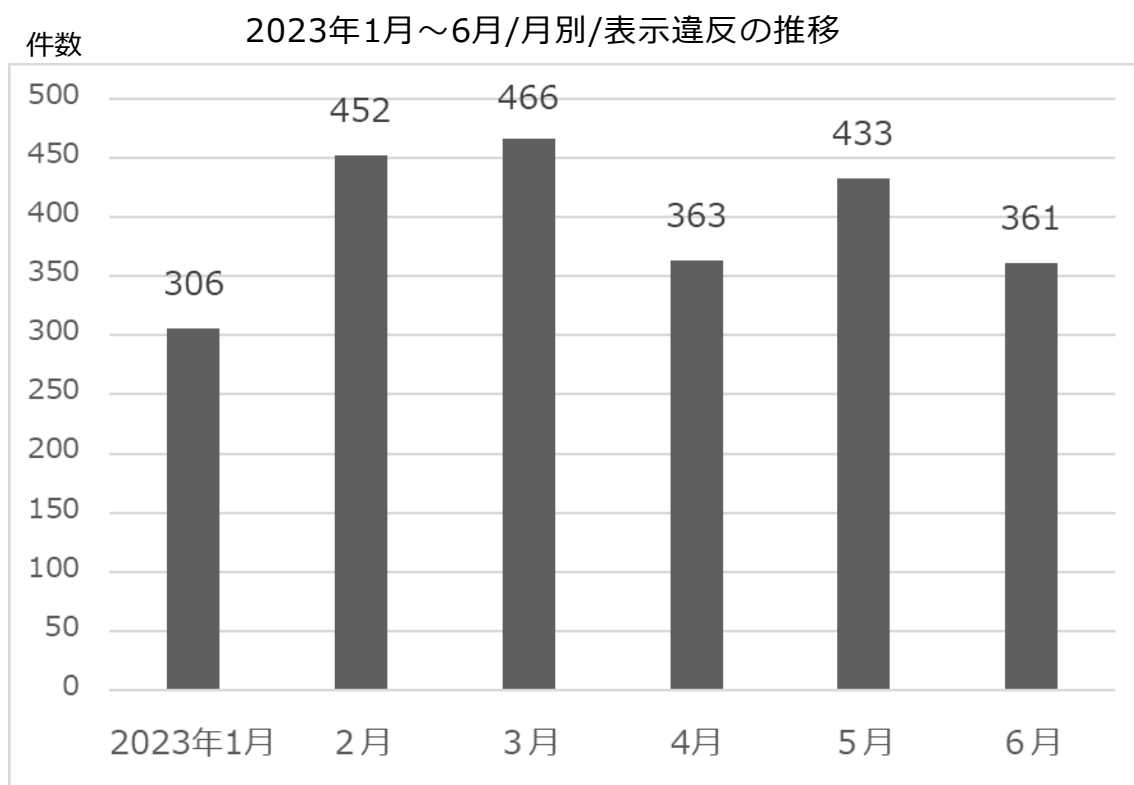
(内食と中食の増大)

2023年5月8日から、新型コロナウイルス感染症はそれまでの2類相当から5類の感染症に移行されました。それまでの数年間は外出自粛の中、内食や中食が普及し、お弁当やお惣菜、生菓子類、またひと手間加えるだけで簡便に喫食可能な惣菜半製品等の需要が増加したと考えられます。



©m i z u h o.デザインオフィス

【参照：グラフⅡ】



さらに、表示違反が比較的多く見られた2月、3月、5月は春休みやお節句、卒業式等の催事、またGW等の行楽シーズンによりお弁当やお惣菜、生菓子類、惣菜半製品等の需要増も原因のひとつと思われます（参照：グラフⅡ「2023年1月～6月/月別/表示違反の推移」）。

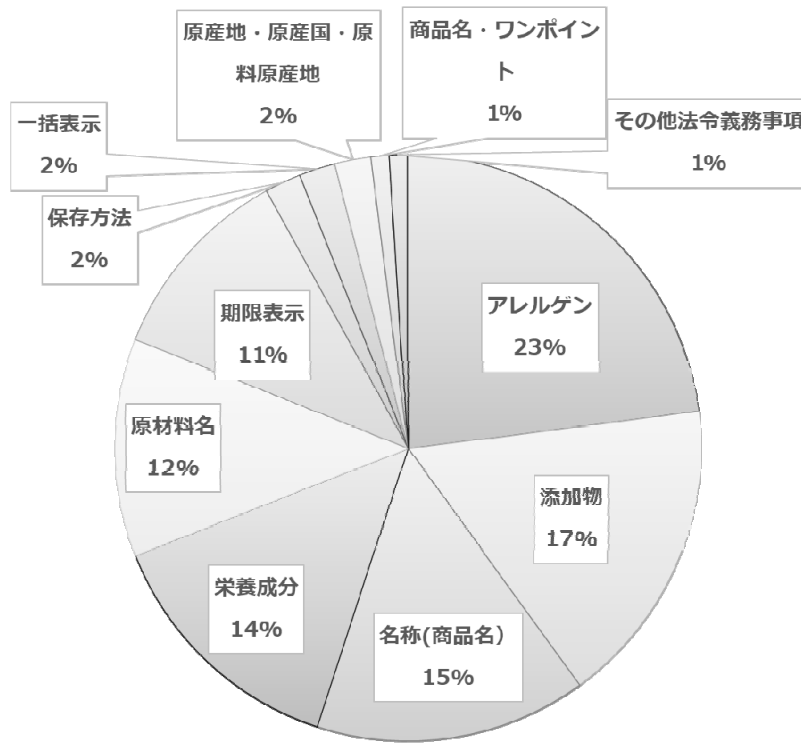
＜事項別から表示違反を考える＞

2023年1月～6月の期間に起きた表示事項別違反では、「アレルギー表示違反」が23%と一番多く、続いて「添加物表示違反」17%、「名称（商品名）違反」15%、「栄養成分表示違反」14%、「原材料名違反」12%、「期限表示違反」11%と続いています。2022年4月1日から本施行された「原料原産地表示」関連は2%の違反でした。

また、残念なことに、安全性の確保に関する表示事項（アレルギー表示、期限表示、保存方法等）の違反の割合は、2022年1月～12月の集計と同様に過半数を超えていました。即ち、19条の選択の係る表示違反より18条安全性の係る表示違反が多く起きている傾向は以前より変わっていません。

安全性の確保に関する表示事項（アレルギー表示、期限表示等）は健康危害を与えるだけではなく、場合により、いのちに関わるおそれがあるため、表示の適正化に向けて、引き続き一括表示内容の事前の確認と記録が今後の課題です（参照：グラフⅢ「2023年1月～6月/表示事項別の違反割合」）。

【グラフⅢ：「2023年1月～6月/表示事項別の違反割合」】

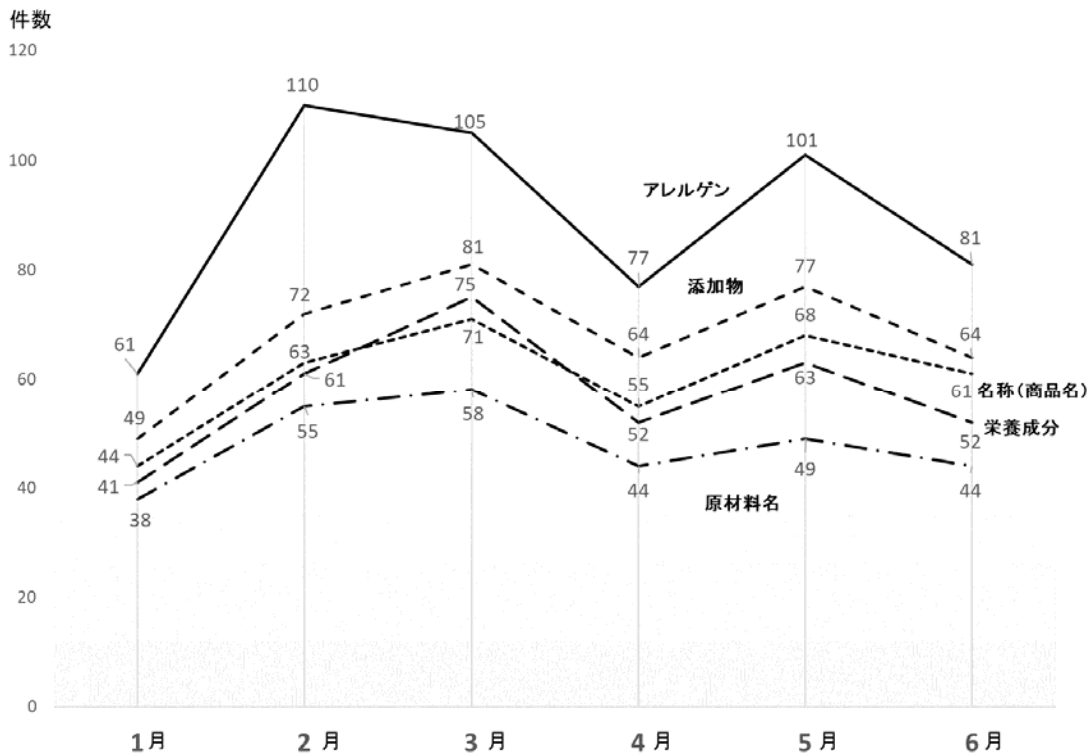


＜月別の表示違反の推移から＞

さらに、事項別表示違反が多く発生している上位5位までを月別にグラフ化してみると、アレルギー表示違反が他の事項よりも多発しているのが分かります。また、上位5事項はすべて同じ傾向を示しており、比較的多く見られた2月、3月、5月は他の月よりも催事や休日が多く、それだけにお弁当やお惣菜、生菓子類の販売量も増加したため普段より余裕のない調理や製造が求められたことが、一括表示様式を含む表示ラベルの目視による確認不足が引き起こしたものと思われました。

その他、解凍の生菓子の超過期限表示は以前から変わらず頻発しており、健康危害を起こす可能性が高いため注意が必要です（参照:グラフⅣ「2023年1月～6月/月別/表示事項別違反の推移」）。

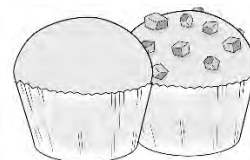
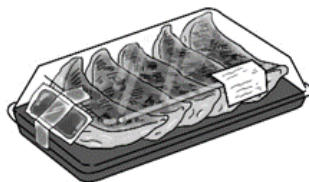
【グラフⅣ：「2023年1月～6月/月別/表示事項別違反の推移」】



＜原因食から表示違反を考える＞

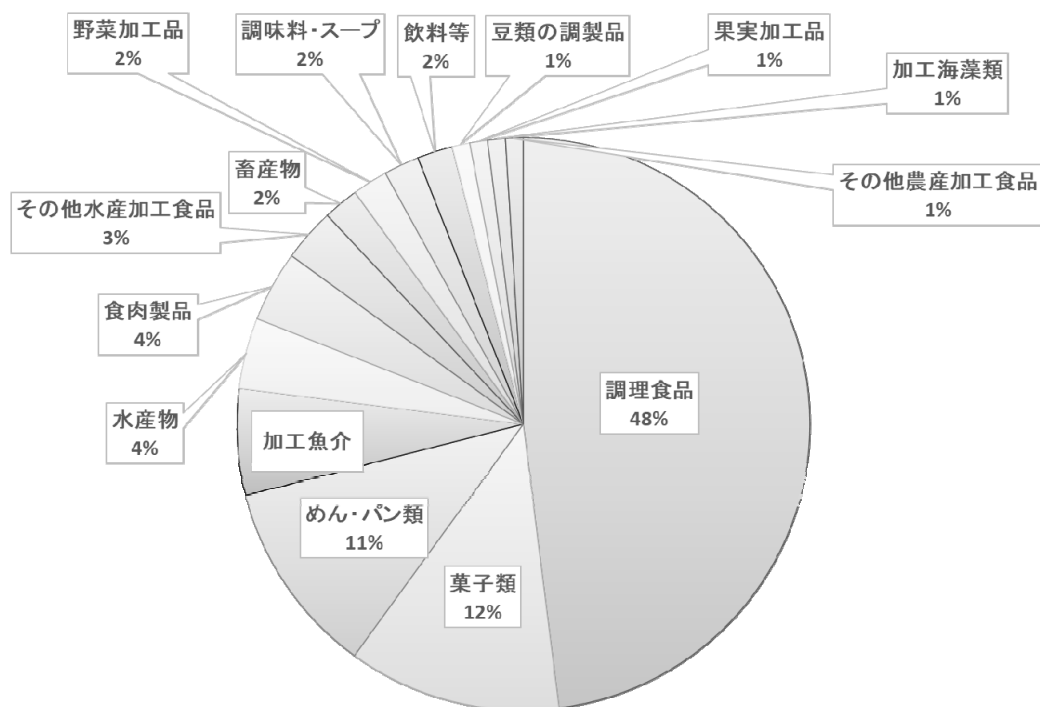
原因食別では、調理食品 48%、菓子類 12%、めん類・パン類 11%、加工魚介類 6%、水産物 4%となり、これらの食品群で 81%を占めています。また、調理食品、菓子類、めん類・パン類の 3 種類 (71%) は過去の調査結果でも同傾向を示しています。

違反が多い理由のひとつに、調理食品、菓子類、めん類・パン類の共通の事情に、当初予定した使用原材料の変更が起きやすいこと、また少量多品目であることから表示情報が煩雑になり易く間違いやすいこと、さらに、数種類の複合原材料を使用していることもあり受け入れから提供までの正確な情報伝達が間違いやすいことがあります (参照:グラフⅤ「2023年1月～6月/原因食品別の違反割合」)。



©mizuh o.デザインオフィス

【グラフV:2023年1月～6月/原因食品別の違反割合】

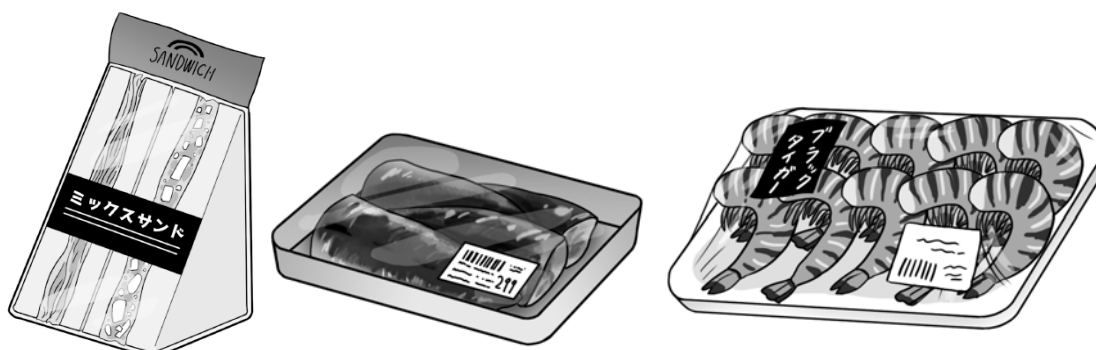
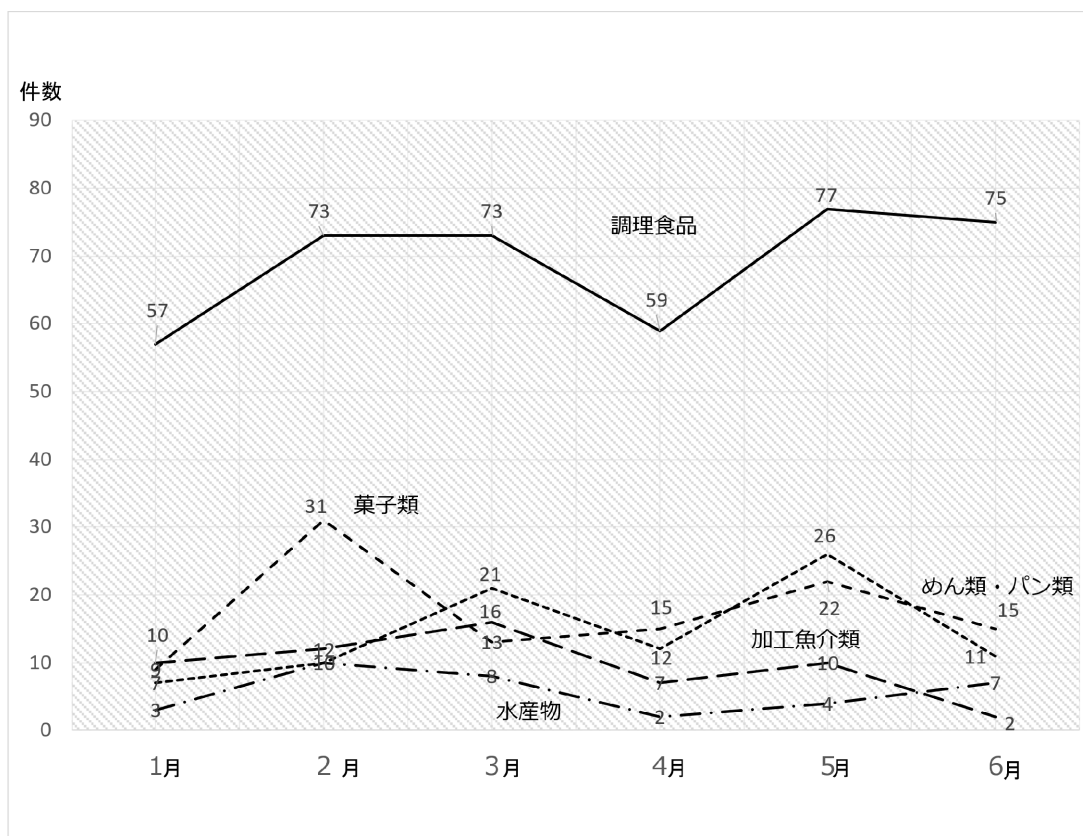


さらに、月別/原因食品別の違反の推移では、お弁当やお惣菜等の調理食品の表示違反が、他の原因食品よりも突出して多いことが分かります。グラフVでも半数近くを占めていることから、特に食品スーパーマーケット業や製造小売業、中小の製造業者の課題として、人や作業スペース等の余裕がないところが多く、表示内容のチェックも十分に行き届かないケースが見られるようです。

責任のある食品表示内容に改善するには、食品表示関連法規のさらなる習得はもとより、直接携わる調理・製造担当者、品質管理・品質保証担当者以外のスタッフ（出荷、陳列、他間接部署等）も、場合により表示確認の応援に入るなどの柔軟な組織体制が望まれます。

また、製造者についても、製造者だけの責任表示から、中間流通業者、販売業者もできる限り表示チェックに携わる等、消費者に渡る前にいずれかの段階で是正できるような仕組みが求められます（参照：グラフVI「2023年1月～6月/月別/原因食品別の違反の推移」）。

【グラフⅥ：2023年1月～6月/月別/原因食品別の違反の推移】



©m i z u h o.デザインオフィス

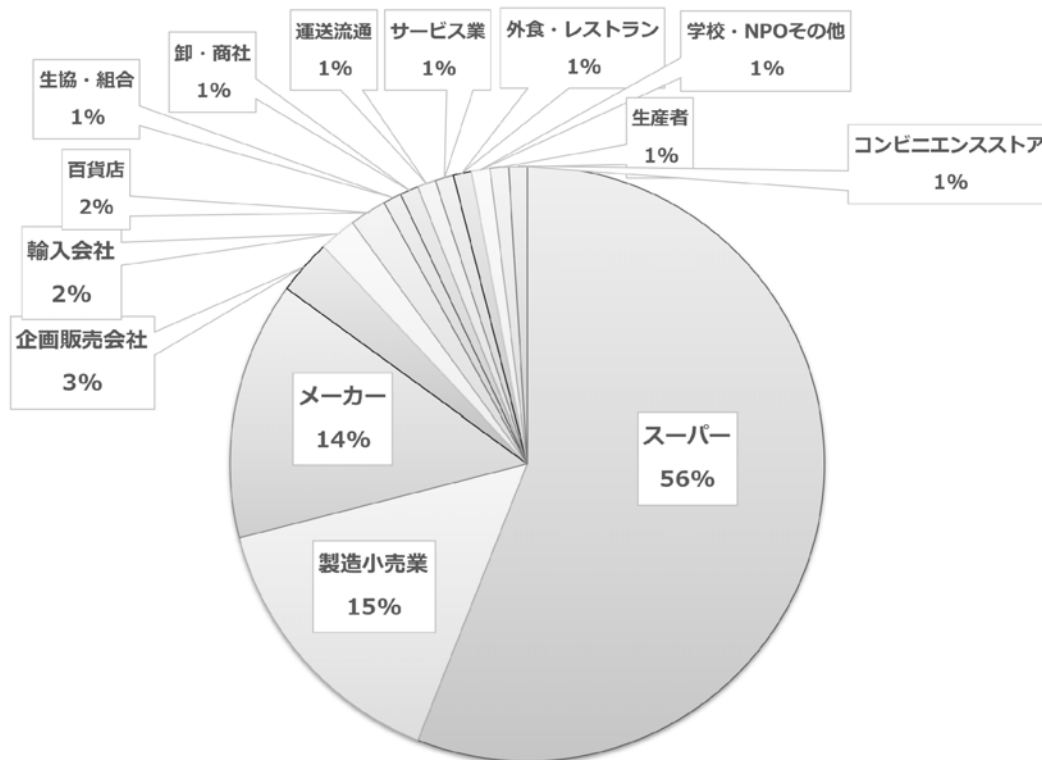
<事業者の業態別から表示違反を考える>

事業者の業態別では、食品スーパーマーケット業 56%、製造小売業 15%、食品メーカー（＝製造業者）14%となっていて、三業態で 85%を占めています。2022年1月～12月の調査では、三業態で 87%、食品スーパーマーケットは 58%でしたので結果、2%改善されていることとなります。

しかし、全体として考えると食品スーパーマーケットだけで全体の弱 6 割近くの違反を起こしています。また、違反原因の多くが調理食品であり、違反内容は一括表示ラベルの貼り間違いにあることが調査の結果、分かりました。その他、製造小売業 15%、食品メーカー14%は 2022年と同傾向となりました。

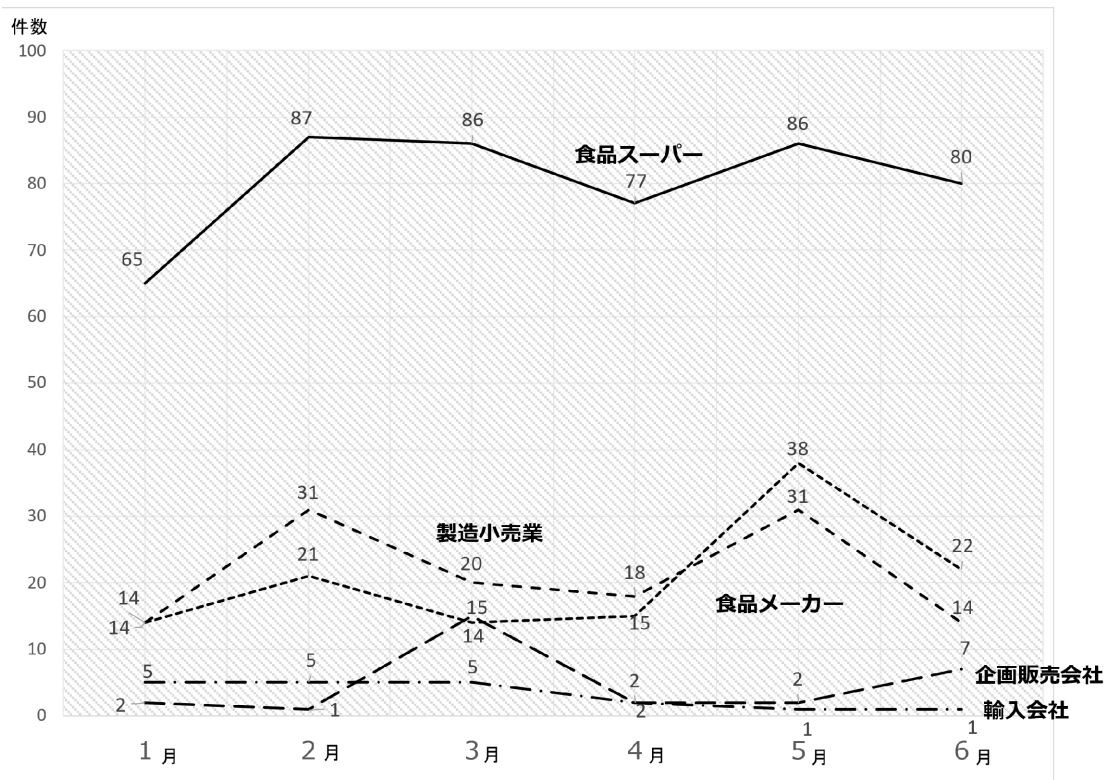
既述の三業態以外に今後も注視したい業態として、輸入会社 2%、卸・商社 1%については、海外への食糧依存が高い我が国の食料事情や通関業務等の現状を考慮すると低いのでは？と考えるのは筆者だけでしょうか。また、企画販売会社、運送流通業者、学校・NPO 等も毎年、違反が起きていますので、今後の情報を留意したいところです（参照:グラフⅦ「2023年1月～6月/業態別違反の割合」、グラフⅧ「2023年1月～6月/業態別違反の推移」）

【グラフⅦ: 2023年1月～6月/業態別違反の割合】



©m i z u h o.デザインオフィス

【グラフⅧ: 2023年1月～6月/業態別違反の推移】



＜参考:とても重要な第六条8項の内閣府令＞

不適正な食品表示は消費者に対して健康危害や経済的損失を与えてしまう可能性があります。従って、すべての食品関連事業者は食品表示関連法規を順守することは基本です。適正な食品表示を逸脱してしまうことで、食品表示法では、第六条8項の内閣府令で定める安全性に関する表示違反（法第18条）および原産地の虚偽表示（法第19条）に対し、指示や命令という手順をとらずに直ちに罰則を科す、という厳しい措置が定められています。

平成二十五年法律第七十号 食品表示法

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

つづく

参考文献：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、新版第二版「いのちを守る食品表示」中央法規出版株式会社 出版日:2019.5.15 イラスト：mizuhon.デザインオフィス（イラストは転載禁止）

©2023 応用栄養学食品研究所